

2008年(平成20年)5月30日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **東芝**

取締役

代表執行役社長 **西田厚聡**

第169期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、第169期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2008年6月24日(火)午後5時までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2008年6月25日(水)午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目3番28号 国技館

開催場所を本年から国技館に変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意願います。

3. 目的事項

報告事項 第169期(自2007年4月1日至2008年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

決議事項

<会社提案(第1号議案)>

第1号議案 取締役14名選任の件

<株主提案(第2号議案から第8号議案まで)>

第2号議案 取締役選任の件

- 第3号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件(1)
- 第4号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件(2)(追加の議案)
- 第5号議案 平成7年度から平成19年度までの間に就任した取締役についての情報の個別開示に関する定款変更の件
- 第6号議案 平成7年度から平成19年度までの間に就任した相談役、顧問についての情報の個別開示に関する定款変更の件
- 第7号議案 平成7年度から平成19年度までの間に省庁等の公的機関から入社した人についての情報の開示に関する定款変更の件
- 第8号議案 労働問題に関する定款の変更の件

各議案の議案の要領は、別記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。
- インターネットにより議決権を行使される場合は、別記のインターネットによる議決権行使に当たってのお願い(15ページから16ページまで)をご参照願います。
- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、別添の第169期報告書のとおりであります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/>)に掲載させていただきます。

以上

第169期剰余金の配当(期末)のお支払いについて

当社は、2008年4月25日開催の取締役会で、剰余金の配当(期末)をお支払いすることを決議いたしました。つきましては、同年6月2日を支払開始日として、**1株につき6円(税込)の配当をお支払いいたしますので、同封の配当金(期末)領収証により、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局において、払渡期間(自2008年6月2日至同年7月31日)内にお受け取り願います。**

なお、配当の送金方法をご指定の方には、別途送金の手続をいたしました。

株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数 3,213,701個
2. 議案及び参考事項

<会社提案(第1号議案)>

第1号議案は、会社提案によるものです。

第1号議案 取締役14名選任の件

取締役全員(14名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、14名を選任いたしたいと存じます。

なお、指名委員会は、次の基準に基づき取締役候補者を決定しており、各候補者はいずれもこの基準に合致し、取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

1. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 業務遂行上、健康面で支障のないこと
4. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
5. 当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
6. 社外取締役にあつては、出身の各分野における実績と識見を有していること

清水湛(候補者の番号⑦)、古沢熙一郎(同⑧)、平林博(同⑨)、佐々木毅(同⑩)の4氏は社外取締役候補者ですが、4氏を社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は次のとおりであります。

清水 湛氏：法律の専門家としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

古沢熙一郎氏：金融の専門家、経営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

平林 博氏：在外公館の査察担当を含む外交官としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

佐々木 毅氏：政治学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

清水湛、古沢熙一郎、平林博、佐々木毅の4氏の社外取締役としての就任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ4年、2年、1年、1年となります。

また、当社は清水湛、古沢熙一郎、平林博、佐々木毅の4氏との間で会社法第423条第1項の責任について、金3,120万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約をそれぞれ締結しています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名及び生年月日 | 地位及び担当 | 略歴及び他の法人等の代表状況等 | 所有する当社の株式の数 |
|--|--|--|-------------|
| ① おかむら ただし 岡村 正 1938年7月26日生 | 取締役会長、指名委員会委員、報酬委員会委員 | 1962年4月 当社入社 1994年6月 取締役 1996年6月 常務取締役 1998年6月 取締役、上席常務 2000年6月 取締役社長 2003年6月 取締役、代表執行役社長 2005年6月 取締役会長、現在に至る。 (他の法人等の代表状況) 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 | 152,000株 |
| ② にしだ あつとし 西田 厚聰 1943年12月29日生 | 代表執行役社長、報酬委員会委員 | 1975年5月 当社入社 1997年6月 取締役 1998年6月 常務、パーソナル情報機器事業本部副本部長 1999年4月 常務、デジタルメディア機器社副社長 2000年3月 常務、経営戦略部担当 同年6月 上席常務、経営戦略部担当 2001年4月 上席常務、デジタルメディアネットワーク社社長 2003年4月 上席常務、デジタルプロダクツ事業グループ分担、ISセンター担当 同年6月 取締役、執行役専務 2005年6月 取締役、代表執行役社長、現在に至る。 | 93,000株 |
| ③ こぐち しげお 古口 榮男 1945年8月13日生 | 代表執行役副社長、代表執行役社長補佐、新照明システム事業統括担当、イノベーション推進本部長、情報セキュリティグループ担当 | 1976年7月 当社入社 2001年6月 常務、セミコンダクター社副社長 2003年4月 常務、セミコンダクター社社長 同年6月 執行役上席常務 2004年6月 執行役専務 2005年6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。 | 36,000株 |

| 氏名及び生年月日 | | 地位及び担当 | 略歴及び他の法人等の代表状況等 | 所有する当社の株式の数 |
|----------|-------------------------------------|--|--|-------------|
| ④ | むらおか ふみお 村岡富美雄 1948年7月10日生 | 代表執行役専務、財務グループ担当 | 1971年4月 当社入社 2001年10月 財務部次長 2003年6月 執行役常務 2006年6月 取締役、代表執行役専務、現在に至る。 | 34,000株 |
| ⑤ | たにがわ かずお 谷川和生 1949年9月8日生 | 執行役上席常務、ネットワークサービス事業統括担当、法務グループ担当、人事グループ担当 | 1972年4月 当社入社 2002年10月 グループ経営部長 2004年6月 執行役常務 2007年6月 取締役、執行役上席常務、現在に至る。 | 29,000株 |
| ⑥ | こばやし としはる 小林利治 1947年6月17日生 | 監査委員会委員 | 1970年4月 当社入社 1997年7月 法務部長 2004年6月 執行役常務 2007年6月 取締役、現在に至る。 | 24,000株 |
| ⑦ | しみず あつし 清水 湛 1934年9月24日生 | 指名委員会委員長、監査委員会委員 | 1960年4月 東京家庭裁判所兼地方裁判所判事補 1990年3月 法務省民事局長 1993年7月 東京高等裁判所部総括判事 1996年3月 千葉地方裁判所長 1997年10月 広島高等裁判所長官 1998年12月 金融再生委員会委員(委員長代理) 2001年1月 金融庁顧問(2002年3月まで) 同年4月 内閣府情報公開審査会会長 2004年4月 桐蔭横浜大学法科大学院教授(2008年3月まで) 2005年1月 弁護士登録、現在に至る。 2007年10月 東京証券取引所自主規制法人理事、現在に至る。 2004年6月 当社社外取締役、現在に至る。 | 13,000株 |
| ⑧ | ふるさわ きいちろう 古沢 熙一郎 1939年3月12日生 | 報酬委員会委員長、監査委員会委員 | 1962年4月 三井信託銀行(株)入社 1999年4月 同社取締役社長 2000年4月 中央三井信託銀行(株)取締役社長(2003年6月まで) 2002年2月 三井トラスト・ホールディングス(株)(現中央三井トラスト・ホールディングス(株))取締役社長 2003年6月 同社取締役会長兼社長 2006年6月 同社取締役会長、現在に至る。 2006年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (他の法人等の代表状況) 中央三井トラスト・ホールディングス(株)取締役会長 | 10,000株 |

| 氏名及び生年月日 | 地位及び担当 | 略歴及び他の法人等の代表状況等 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|----------------|
| <p>⑨</p> <p>ひらばやし ひろし 平林 博 1940年5月5日生</p> | <p>監査委員会委員、報酬委員会委員</p> | <p>1963年4月 外務省入省 1988年1月 同省大臣官房総務課長 1990年1月 在アメリカ合衆国大使館公使 1993年8月 外務省経済協力局長 1995年8月 内閣官房内閣外政審議室長 1998年1月 駐インド大使 同年2月 駐インド大使兼駐ブータン大使 2002年9月 駐フランス大使兼駐アンドラ大使 2003年1月 駐フランス大使兼駐アンドラ大使、駐ジブチ大使 2006年6月 外務省査察担当大使(2007年4月まで) 2008年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授、現在に至る。 2007年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (他の法人等の代表状況) (財)日印協会理事長</p> | <p>10,000株</p> |
| <p>⑩</p> <p>ささき たけし 佐々木 毅 1942年7月15日生</p> | <p>指名委員会委員、報酬委員会委員</p> | <p>1965年4月 東京大学法学部助手 1968年4月 同大学同学部助教授 1978年11月 同大学同学部教授 1991年4月 同大学大学院法学政治学研究科教授 1998年4月 同大学大学院法学政治学研究科長兼法学部長 2001年4月 同大学総長 2005年4月 学習院大学法学部政治学科教授、現在に至る。 2007年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (他の法人等の代表状況) (財)明るい選挙推進協会会長 (社)国土緑化推進機構理事長 (財)ラボ国際交流センター会長</p> | <p>10,000株</p> |
| <p>⑪</p> <p>のなか ひさつぐ 能仲久嗣 1947年1月11日生</p> | <p>執行役専務、デジタルプロダクツ事業グループ分担、新DVD統括担当</p> | <p>1970年4月 当社入社 2003年4月 デジタルメディアネットワーク社副社長 同年6月 執行役常務 2005年6月 執行役上席常務 2007年6月 執行役専務、現在に至る。</p> | <p>31,000株</p> |

| 氏名及び生年月日 | | 地位及び担当 | 略歴及び他の法人等の代表状況等 | 所有する当社の株式の数 |
|----------|--------------------------------|----------------------------------|---|-------------|
| ⑫ | なみきまさお 並木正夫 1949年4月2日生 | 執行役専務、戦略企画グループ担当 | 1975年4月 当社入社 2003年4月 電力・社会システム社副社長 同年6月 執行役常務 2005年6月 執行役上席常務 2007年6月 執行役専務、現在に至る。 | 32,000株 |
| ⑬ | ささきのりお 佐々木則夫 1949年6月1日生 | 執行役専務、社会インフラ事業グループ分担 | 1972年4月 当社入社 2003年4月 電力・社会システム社原子力事業部長 2005年6月 執行役常務 2007年6月 執行役専務、現在に至る。 | 21,000株 |
| ⑭ | むろまちまさし 室町正志 1950年4月10日生 | 執行役専務、電子デバイス事業グループ分担、新映像デバイス統括担当 | 1975年4月 当社入社 2002年4月 セミコンダクター社メモリ事業部長 2004年4月 セミコンダクター社副社長 同年6月 執行役常務 2005年6月 執行役上席常務 2006年6月 執行役専務、現在に至る。 | 26,000株 |

(注) 1. 上席常務、常務は、執行役員役の役位です。

2. 取締役佐藤芳明、同庭野征夫、同米澤敏夫、同笠貞純の4氏は、本総会の終結の時をもって退任いたします。

<株主提案(第2号議案から第8号議案まで)>

第2号議案から第8号議案までの議案は、株主(1名)からのご提案によるものです。

各議案の提案の内容及び提案の理由は、株主から提出されたものを記載しておりますが、表形式への変更等を一部行っております。また、第2号議案において提案されている谷川和生氏及び岡村正氏は、会社提案の第1号議案に係る取締役候補者(候補者の番号⑤及び①)となっており、重複しておりますので、第2号議案の取締役候補者としては扱いません。両氏の選任については、会社提案の第1号議案において議決権を行使くださるようお願い申し上げます。

なお、株主からのご提案に対する取締役会の意見は、第2号議案及び第5号議案から第8号議案までの議案につきましてはそれぞれの議案の後に、第3号議案及び第4号議案につきましては第4号議案の後に記載しております。

—株主提案—

第2号議案 取締役選任の件

1. 提案の内容

次の15名を取締役とする。

| | 氏名等 | 平成8年当時の役職 | 平成11年当時の役職 |
|---|--------------------|--------------|------------|
| ① | 渡辺 誠吾氏 | 京浜事業所課長 | |
| ② | 小山 由夫氏 | 京浜事業所課長 | |
| ③ | 尾園 次郎氏 | 京浜事業所部長 | |
| ④ | 新谷 誠剛氏 | 京浜事業所主幹 | |
| ⑤ | 井須 雄一郎氏 | 京浜事業所所長 | |
| - | 谷川 和生氏 昭和47年入社 | 京浜事業所部長 | |
| ⑥ | 畑野 耕逸氏 | 京浜事業所課長 | |
| ⑦ | 三鬼 嘉明氏 | | 京浜事業所課長 |
| ⑧ | 佐々木 軻彦氏 昭和35年入社 | エネルギー事業本部本部長 | |
| ⑨ | 宮本 俊樹氏 | | 上席常務 |
| ⑩ | 大島 壽之氏 | | 常務 |
| ⑪ | 佐藤 文夫氏 | 社長 | |
| ⑫ | 西室 泰三氏 昭和36年入社 | 専務 | |
| - | 岡村 正氏 昭和37年入社 | | 上席常務 |
| ⑬ | 島上 清明氏 昭和36年入社 | | 専務 |

上表中、入社年、役職は、(株)東芝への入社年、(株)東芝における役職を表している。

2. 提案の理由

企業活動には法令遵守が必要とされている。東芝においては、過去にマスコミにより報道された法令違反問題が数多くあった。上記取締役候補は東芝社員として現場の実務経験が豊富であり、これらの法令違反問題についてもそれぞれの立場で対応した経験がある。違法行為が社内でもどのように行われ、社内で発覚した後どのように対応してきたかをよく知っている。誤った対応は、更なる法令違反になり、営業活動に支障が生じる、また、企業イメージを悪くする。過去の法令違反問題を正しく検証し、不明瞭なことを解明し、対応策を講じ、実行すれば、これらを防止できる。上記取締役候補は過去の経験を生かし、法令違反を起こさないような経営を行ってくれるはずである。以上の理由により上記候補は取締役にあふさわしいと考える。

○第2号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

会社提案の取締役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名委員会において、取締役候補者指名基準に基づき取締役会のメンバーとして最適な人材を、多様な角度から検討して決定し、第1号議案を提案しております。したがって、会社提案の取締役候補者をご選任いただくことが当社にとって最適であると考えております。

―株主提案―

第3号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件(1)

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、平成8年6月までに社長以下関係役員がこの不正問題を知っていたにもかかわらず、平成14年7月のNEDOの研究労務費の返還請求があるまで不正受給の是正を行わず問題を隠蔽してきた真相を、東芝本社で株主が閲覧、複写できるように開示する。なお、真相開示に際しては、不正請求問題の隠蔽が会長、社長以下役員のもののような指示命令系統により行われたかがわかるように、また、誰がどのような責任を取ったのかがわかるように具体的に真相を開示する。』

2. 提案の理由

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は平成8年1月に社内で発覚した。平

成8年の早い時期に社長以下関係役員にもこの不正請求問題が連絡された。しかし、不正請求問題は是正されなかった。平成11年以降の定時株主総会において、株主が、不正請求を是正したのかどうかを質問したが、社長、担当役員は終わった問題であると回答し続けた。東芝は不正請求問題の事実関係を隠蔽し、是正も行わなかった。平成14年7月、NEDOは東芝に対して、研究労務費の返還、委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金交付の3年間の停止を決定した。このように不正請求問題は終わっていないにもかかわらず、東芝は不正請求問題を隠蔽していた。違法行為を隠蔽する体質を改めるには事実関係を解明し、隠蔽を指示した役員の責任を明確にする必要がある。したがって、不正請求問題を隠蔽してきた真相を株主に開示すべきである。

一 株主提案一

第4号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件(2)(追加の議案)

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、平成14年7月のNEDOの研究労務費の返還請求があるまで不正受給の是正を行わなかった真相と、NEDOによる委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金の3年間の停止処分を受け入れたことによる損害額の詳細と、不正受給問題対応にかかった経費の詳細とを、平成21年6月以降に開催する定時株主総会の招集通知の営業報告書に記載して開示する。なお、真相開示に際しては、不正請求、不正受給問題の処理が会長、社長以下役員などのような指示命令系統により行われたかがわかるように、また、誰がどのような責任を取ったのかがわかるように具体的に真相を開示する。』

2. 提案の理由

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は平成8年1月に社内で発覚した。平成8年の早い時期に社長以下関係役員にもこの不正請求問題が連絡された。しかし、不正請求問題は是正されなかった。平成11年以降の定時株主総会において、株主が、不正請求を是正したのかどうかを質問したが、社長、担当役員は終わった問題であると回答し続けた。平成14年7月、NEDOは東芝に対して、研究労務費の返還、委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金交付の3年間の停止を決定した。このように不正請求問題は終わっていないにもかかわらず、東芝の役員は、不正請求問題は終わった問題であると回答し続けた。法令遵守の点から、すぐにこの不正受給を是正すべきであった。しかし、この問題はすぐには是正されなかった。平成8年に発覚した不正請求、不正受給問題が平成14年のNEDO

の決定まで是正されなかった事実関係を解明し、この問題に関与した役員の実責任を明確にする必要がある。早い時期に自主的にこの問題を是正していたならば、NEDOによる処分の受け入れに伴う損害額も少ないはずである。また、この問題対応にかかった経費も少ないはずである。したがって、不正請求、不正受給問題の是正をNEDOの決定まで行わなかった真相と、NEDOの決定を受け入れたことに伴う損害額の詳細と、この問題対応にかかった経費の詳細とを株主に開示すべきである。

○第3号議案及び第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、いずれの議案にも反対いたします。

いずれの議案も、1994年度の新エネルギー・産業技術総合開発機構からの受託研究に関し、研究労務費を約500万円過大請求し、2002年7月に同機構から過払い金の返還及び関連の新規案件の一定期間の委託契約の停止等という処分を当社が受けた事案に関連するものであります。当社は、関係者の処分を実施するとともに、事務処理の適正を確保するためのコンプライアンスプログラムを定めるなどの再発防止策を講じており、2003年6月開催の第164期定時株主総会におきまして、既にこれをご報告しているところであります。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

—株主提案—

第5号議案 平成7年度から平成19年度までの間に就任した取締役についての情報の個別開示に関する定款変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『平成7年度から平成19年度までの間に就任した取締役に関し、次の(1)から(3)を個人別に、年度別に、東芝本社で株主が閲覧、複写できるように開示する。また、平成21年6月開催予定の定時株主総会の招集通知の営業報告書に記載して開示する。

- (1)取締役が行った具体的な仕事内容、成果
- (2)取締役が受け取った報酬額
- (3)取締役を雇うためにかかった経費』

2. 提案の理由

近年、(株)東芝においては経営不振から大きなリストラを行った。従業員に対しては、早期退職、関連会社への移籍、出向、職種の変更等を受け入れさせた。さらに、成果主義を導入し、従業員個別の成果により年度ごとの報酬、将来の退職金が大きく変動するようになった。さらに、サービス残業の増加も生じ、労働基準監督署から改善するように指導されたこともあった。また、株主に対しては減配、無配

等の負担を負わせた。しかし、経営の舵取りをしている取締役の成果と報酬の関係は不明瞭である。取締役は株主総会の株主の議決により選出されるのだから、取締役の成果と報酬の関係を株主に個別開示し、株主がこの関係が正当であるかどうか監視できるようにする必要がある。

○第5号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

取締役の業務執行の状況及び担当業務につきましては、法令に基づき別添の第169期報告書「1. 当社グループの事業の状況」(1ページから6ページまで)、「7. 当社役員の氏名、担当等」(10ページから14ページまで)に、取締役の報酬等の総額につきましては同報告書「8. (2)当期に係る報酬等の額」(15ページ)にそれぞれ記載のとおり、開示しております。報酬等の額については経営に係るコストとしてその総額を開示することが株主の皆様にとって重要であり、かつ、それで十分であると考えており、ご提案のように、特定の期間内に在任していた取締役の報酬等について定款に規定を設ける必要はないと考えます。

—株主提案—

第6号議案 平成7年度から平成19年度までの間に就任した相談役、顧問についての情報の個別開示に関する定款変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『平成7年度から平成19年度までの間に就任した相談役、顧問に関し、次の(1)から(4)を個人別に、年度別に、東芝本社で株主が閲覧、複写できるように開示する。また、平成21年6月開催予定の定時株主総会の招集通知の営業報告書に記載して開示する。

- (1)相談役、顧問に就任した具体的理由
- (2)相談役、顧問が行った具体的な仕事内容、成果
- (3)相談役、顧問が受け取った報酬額
- (4)相談役、顧問を雇うためにかかった経費』

2. 提案の理由

相談役、顧問に関する情報は株主に対しほとんど開示されていない。相談役、顧問という役職が必要かどうか疑問である。これらの役職に関してもリストラが必要であると思われる。その判断材料として、これらの役職に関する情報を開示すべきである。

○第6号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の相談役及び顧問は、当社経営に対して大所高所からの有益な助言等を行っており、また、その処遇は役員及び従業員の処遇を総合的に勘案して定めており、過大なものとは認識しておりません。相談役及び顧問の要否及びその処遇につきましては、取締役会又は執行役に委ねられるべき事項であり、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

—株主提案—

第7号議案 平成7年度から平成19年度までの間に省庁等の公的機関から入社した人についての情報の開示に関する定款変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『平成7年度から平成19年度までの間に省庁等の公的機関から入社した人の人数、役職名を公的機関別に、年度別に、東芝本社で株主が閲覧、複写できるように開示する。また、平成21年6月開催予定の定時株主総会の招集通知の営業報告書に記載して開示する。また、平成7年度から平成19年度までの間に公的機関からの受注額を公的機関別に、年度別に上記営業報告書に記載して開示する。』

2. 提案の理由

官庁からの天下り受け入れ数、就任した役職者人数と官庁からの受注額について社会的に関心がもたれている。不正取引防止の観点からも官庁からの天下りに関する情報を株主に公開すべきである。

○第7号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

外部から採用いたします人材については、人物本位で実績、識見に基づき適切に採用し、公職出身者は営業部門以外の部署に配置しておりますが、いずれの採用者も配属部署において会社業務に貢献しております。公職出身者の採用については、取締役会又は執行役に委ねられるべき事項であり、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

—株主提案—

第8号議案 労働問題に関する定款の変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『労働問題に関し、東芝は中央労働委員会、地方労働委員会が決定した命令等を受け入れ、命令等の内容を正しく実行すること。』

2. 提案の理由

中央労働委員会、地方労働委員会は中立的な機関である。中立機関が決定した命令等に従い、労働問題を早期に解決すべきである。この命令等に従わず労働問題を長期化させることは、立場の弱い労働者に一層の苦勞を強いることになり、人にやさしい経営に反することになる。また、企業イメージも悪くする。したがって、中央労働委員会、地方労働委員会が決定した命令等を受け入れ、命令等の内容を正しく実行する必要がある。

○第8号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社といたしましては、個別の事案に応じ、法令に定める手続きに基づき、適切な対応を行っております。本議案に関しては、取締役会又は執行役に委ねられるべき事項であり、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

以 上

インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

●インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)をご利用いただくことよってのみ可能です。
インターネットにより議決権を行使される際は、本サイトにアクセスいただき、画面の案内に従い、まず議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードをご入力ください。その上で、同用紙右片に記載のパスワードを用いて、株主様が設定される新しいパスワードを入力されますと、投票が可能になります。
2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金(電話料金)等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
3. 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

●パスワードのお取り扱いについて

1. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
2. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑と同様に大切にお取り扱い願います。
3. 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。
4. パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続願います。

●議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム条件を満たすことが必要です。

1. パソコンを用いる場合
 - (1)ハードウェアの条件
 - ①インターネットにアクセスできる状態であること
 - ②画面の解像度が横 800 ドット×縦 600 ドット(SVGA)以上のモニターを使用できる状態であること
 - (2)ソフトウェアの条件
 - ①マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー(Microsoft[®] Internet Explorer) Ver. 5.01 Service Pack2 以降のバージョンをインストール(導入)済みであること
 - ②株主総会招集ご通知、株主総会参考書類や第 169 期報告書をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ社アドビアクロバットリーダー(Adobe[®] Acrobat[®] Reader) Ver. 4.0以降のバージョン又はアドビリーダー(Adobe[®] Reader[®]) Ver. 6.0以降のバージョンをインストール済みであること
※Microsoft[®]及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標又は商標です。Adobe[®] Acrobat[®] Reader及びAdobe[®] Reader[®]は、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標又は商標です。
 - (3)議決権行使ウェブサイトはポップアップ機能を使用しております。ポップアップブロック機能等ポップアップ機能を自動的に遮断する機能を利用されている場合は、当該機能を解除又は一時解除の上、議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

2. 携帯電話又はLモード対応通信機器を用いる場合

次のサービスが受信可能で、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL (<http://www.web54.net>) を直接入力いただくか、議決権行使書用紙に表示されているQRコードをご利用いただくことによりアクセス願います。

- (1) iモード
- (2) EZweb
- (3) Yahoo!ケータイ
- (4) Lモード

※ iモードは(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI(株)、Yahoo!は米国ヤフー社、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル(株)、Lモードは東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)、QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標、商標又はサービス名です。

●操作方法等がご不明な場合

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120(65)2031(フリーダイヤル)
(月曜日～金曜日 午前9時～午後9時)

その他ご登録住所、株式数のご照会等につきましては、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120(78)6502(当社専用フリーダイヤル)
(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：国技館（東京都墨田区横網一丁目3番28号）

交通

- ・J R 総武線 「両国駅」西口から徒歩約2分
- ・都営地下鉄大江戸線 「両国駅」A3・A4出口から徒歩約8分

国技館にはご利用いただける駐車場はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。